

いじめ防止基本方針全体計画

(令和6年度版)

- ・日本国憲法
- ・教育基本法
- ・学校教育法
- ・いじめ防止対策推進法
- ・鹿児島県いじめ防止基本方針
- ・鹿児島市いじめ防止基本方針

学校の教育目標

豊かな心と確かな学力をもち、心身ともに健康で、生きる力を身に付けた本名の子供を育成する。

- 学校・地域の連携
 - ・令和5年度は、いじめを1月までに22件認知し、学校全体でいじめの早期発見・未然防止に努めている。
 - ・保護者・地域のいじめ問題に対する関心も高い。
- 児童の笑顔
 - ・いじめに発展する可能性のある人間関係上のトラブルが少なくない。

いじめ防止についての基本的な考え方

「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものであり、いじめに全く無関係ですむ児童はいない。」との基本認識に立ち、全校児童が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との自覚を高め、いじめのない明るく楽しい学校生活を実現することができるようにする。

【全児童を対象としたいじめの未然防止の観点】

- ・「いじめとは何か、いじめは決して許されない」ことへの理解を促す。
- ・教職員が主体となった「居場所づくり」、児童が主体となった「絆づくり」を推進する。
- ・「つらいことがつらいと言えない」人間関係づくり、「分からないことが分からないと言えない」授業づくり、「自分の居場所があり、思ったことを素直に言える」環境づくりが重要である。

いじめ防止対策委員会

【兼：心の教育推進委員会】

【内容】

- ・本基本方針についての共通理解と年間を通した取組等についての検討
- ・「いじめ」事案であるか、また、その解消についての認定
- ・年間活動の検証、次年度の計画作成
- ・基本方針が適切に機能しているか点検・見直し

【構成員】

校長、教頭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、教育相談係、学級担任。(全教員) 必要に応じて、学校職員、学校評議員、PTA会長

PTAとの連携

- 学級PTA
- PTA総会
- 学校いじめ防止基本方針いじめ対策の説明
- PTA実行委員会

生徒指導

- 全教育活動を通して、家庭・地域との連携を深め、善悪の判断や不正を見逃さない態度、悩みや不安を乗りこえられる意志を育てるとともに、基本的な生活習慣を定着させる。
- 道徳教育を充実して、生命尊重の精神や思いやりの心を養い、「いじめを許さない」「いじめを許さない」正しい判断力と行動力を身に付けさせる。

学校の取組

- いじめを生まない土壌づくり【未然防止】
 - ・ 学級経営の充実。
 - ・ 道徳教育の充実。
 - ・ 体験教育の充実。
 - ・ 児童会活動の充実。
 - ・ 人権同和教育の充実。
 - ・ 情報モラルの研修。
- 児童の変化を敏感に察知【早期発見】
 - ・ 日々の観察。
 - ・ 日記や生活ノート。
 - ・ 教育相談週間。
 - ・ いじめアンケート・学校楽しいとの実施(毎月、いずれかの方法で実態把握し、聞き取りを行う。)
 - ・ いじめ問題に対する取組状況調査(10・3月報告)
- 問題を軽視せず、迅速克つ組織的に対応【早期対応】
 - ・ 正確な実態把握。
 - ・ 校長を中心とした組織的対応。
 - ・ 児童への指導。
 - ・ 保護者との連携。
 - ・ 継続的な指導・経過観察。

関係機関との連携

- 市教育委員会との連携
- 学校評議員会との連携
- 学校区との相談の充実
- 警察・児童相談所等との連携
- SC, SSWとの連携

道徳

- 道徳的判断力を高め、道徳的実践力の育成を通じて、「いじめ防止」や「いじめのない学校作り」への意識を高める。
- 「いじめ防止」に向けた内容を計画的に行う。
- 地域の方などのゲストティーチャーの活用を図る。
- 心の教育の日(11/1)道徳授業公開

特別活動

- 【学級活動】
 - 各活動において、「いじめ防止」に対する児童の自発的、自律的活動を促し、全校児童の「いじめ防止」への意識喚起と態度を育成する。
- 【児童会活動】
 - 計画的に「いじめ防止」の取組を行い、「いじめの早期発見と解決」や「互いを思いやる健全な生活態度の育成」に努める。
- 【学校行事】
 - 学校・学年・学級の一員として、自己の役割を高め、それと併せて、特別に帯りた協調性、連帯感、思いやり等を育てる活動を実施する。

各教科領域

- 各教科の目標を達成する中で、児童一人一人を尊重した「分かる授業」を実践する。
- 一人一人が大事にされる教育を推進し、「いじめ防止」につながる教材の工夫を行い、教師と児童、児童相互の人間関係が深まるような学習指導を展開する。
- 見学、実験、観察などの体験学習やグループ学習、共同制作など、学習形態の工夫を通して、互いに学びあい、互いを涵養する道徳性を養う。
- 指導内容・方法の改善、充実を図り、児童一人一人の感じ方、考える力の育成に努めるとともに、それらを尊重する態度の育成に努める。
- 相互に協力し合い、励まし合う学習態度の育成に努める。